

事 務 連 絡
平成13年1月 5日

各都道府県介護保険主管課（室） 殿

厚生省老人保健福祉局企画課

地方自治法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）
に基づく都道府県事務の市町村への委譲等について

標記について、複数の県より、都道府県が介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき行う指定居宅サービス事業者、指定居宅支援事業者、介護保険施設の指定（介護老人保健施設にあっては開設許可）に関する事務、及び指導、監査に関する事務について、市町村（特別区並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合を含む。）に対し、同法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）に基づく事務の委譲や、同法252条の14（事務の委託）に基づく事務の委託を行うことが可能であるかという照会があり、これについて別紙のとおり回答しているので、御了知願います。

地方自治法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）
に基づく都道府県事務の市町村への委譲等について（回答）

都道府県が介護保険法（平成9年法律第123号）に基づき行う指定居宅サービス事業者、指定居宅支援事業者、介護保険施設の指定（介護老人保健施設にあっては開設許可）に関する事務（以下「指定事務」という。）、及び指導、監査に関する事務（以下「指導監査事務」という。）について、市町村（特別区並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）に対し、同法第252条の17の2（条例による事務処理の特例）に基づく事務の委譲や、同法252条の14（事務の委託）に基づく事務の委任（以下「事務の委譲等」という。）を行うことは可能であるが、その際は、以下のような事項に留意すべきと考えられる。

- （1）指定事務及び指導監査事務（以下「指定事務等」という。）については、一体的に事務の委譲等が行われることが望ましいこと。
また、指導監査事務のみの事務の委譲等を行う場合には、指定事務と指導監査事務との連携について手当てする必要があること。
- （2）指定事務等の事務の委譲等を行う場合には、一つの圏域（老人保健福祉圏域）を構成する市町村に委譲等を行うことが望ましいこと。
- （3）介護療養型医療施設に係る指定事務等については、医療保険制度とも関連することから、都道府県において処理されることが望ましいと考えられること。
- （4）国が都道府県に対して行う報告の徴収等に関する事務に関し、事務の委譲等を受けた市町村が行う指導監査事務の実績については、事務の委譲等を行った都道府県において取りまとめをすべきであること。また、委譲等を行った事務に係る国からの通知等の伝達につ

いては、従来通り都道府県を介して行うものであること。（なお、地方自治法第252条の17の3第2項及び第3項を参照のこと。）

（5）指定事務の事務の委譲等を行う場合には、都道府県介護保険事業支援計画との整合を図るため、都道府県との調整について配慮する必要があること。（特に、一つの圏域を構成しない市町村に指定事務の事務の委譲等を行う場合。）

（6）その他、指定事務の事務の委譲等を行う場合、指定事業者の指定番号の付与、事業所の管理台帳の作成等の事務については、システム等の管理上、一元的に都道府県が行うことが望ましいこと、また、指導監査事務の事務の委譲等を行う場合、事務の委譲等を受けた市町村が当該市町村の範囲を超えて事業を実施する事業者に対しても指導監査事務を行うこととなることなどに留意し、指定事務等が円滑に行われるよう配慮すること。